

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

令和3年3月8日 午後1時09分～午後1時39分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

---

### ○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代健一		
総務課長	古里洋一郎	教育部長	上大迫修
文書法制室長	川畑央		
財政課長	鬼塚雅之	議会事務局長	道場益男
		議事調査課長	堀ノ内孝

---

商工観光部長 古川英利

---

### ○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

---

### ○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
  - 2 今期定例会に付議される議案の審議方法等について
  - 3 討論に係る発言通告書等の提出期限について
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合には、委員長において随時許可します。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（川添公貴）本日の一般質問、御苦労さまでした。あと1日一般質問がありますけど、本日の議運は、慎重に御審議いただく内容がたくさん準備してあります。皆さん方の慎重なる御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

△陳情の取扱いについて

○委員長（徳永武次）まず、陳情の取扱いについてを議題といたします。

提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○課長（堀ノ内 孝）資料1を御覧ください。

陳情が2件出されております。

まず、1件目はゼロカーボンシティ宣言に関する陳情で、提出者は本市入来町浦之名のNPO法人いかす・つなぐ入来空き家再生プロジェクト代表理事中川功氏であります。

次のページでございますが、陳情書の写しを添付しております。

陳情1でございます。1枚目から陳情の趣旨が記載されておまして、陳情項目であります。次のページ下段の2でございますが、薩摩川内市長に対して、ゼロカーボンシティ宣言をしていただくことを、市議会として求めていただくというものとなっております。

なお、この陳情項目に関する市の所管としましては、市民福祉部環境課であります。

資料1にお戻りください。

次に、平成29年（2017年）10月23日、

県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会設置についての陳情でございます。提出者は、本市入来町副田の有限会社入来観光交通取締役坂元和夫氏であります。

陳情2の写しを御覧ください。陳情項目であります。表題にありますとおり、平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置を求める内容となっております。

ページ下のほうから、提出者が問題とされることについて、御覧のとおり8項目記載されてございます。

なお、この陳情に関しましては、皆様御承知のとおり、昨年11月に第三者調査委員会設置を求める陳情が提出されましたが、そのときの取扱いは議員への文書配付とされたところであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情についてですが、ゼロカーボンの取組に関する所管は市民福祉部となるようです。これを踏まえて、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎）生活福祉委員会で付託されたらいかがかと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）それでは、本陳情は生活福祉委員会に付託することで御了承願います。

次に、平成29年10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情ですが、本陳情の内容に関連するものは昨年11月にも提出され、本委員会で取扱いを御協議頂いた結果、議員への文書配付となったところです。

このことも踏まえ、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（帯田裕達）この陳情は、百条委員会設置についての陳情でありますし、今、我々も文書を見る限りなかなか中身も精査しないと取扱いが難しんじゃないかと思っておりますので、ここは一旦保

留にさせていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。ほかの委員の方、御意見ございませんか。

○委員（成川幸太郎）今、帯田委員のほうから保留ということに言われましたけど、保留ということは、今後の取扱いというのはどんなふうになるか。ちょっと説明してください。

○事務局長（道場益男）本定例会中も、まだ最終日に議運があと1回は最低予定されているところでございます。

本日、取扱いが保留となった場合は、最終日にもう1回議運があるわけですが、最終日に陳情付託する、もし付託となった場合には、本会議において閉会中の継続審査でどこも委員会に付託という形で決定を頂くというような取扱いになってまいります。

文書配付となった場合は、またそれなりに個別の対応が出てくるのではないかと想定されます。

○委員（帯田裕達）今、局長の話聞きますと、今度、仮に保留という、私が今、話しをしましたが、そしたら最終本会議までが保留という期間であるという認識でよろしいんですか。

○事務局長（道場益男）一番早い判断をするのは、そういう対応になるかと思えます。

そこでも、今月29日まで判断ができずに、またその際も保留となってくると、また引き続き4月の議運等が出てまいりますので、そこで判断頂いた際には6月定例会での付託という形になってまいります。

そういうことで御理解頂ければと思います。

○委員（帯田裕達）なかなか25日までの最終本会議までの保留というのは時間が少ないと思うので、内容を精査したりしなきゃいけないし。

百条委員会というものの自体を我々も、もうちょっと勉強しないといけないところもありますので、せめて6月議会の1か月前議運まで保留ということはできないでしょうか。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。ただいま局長の話も含めて、保留という御意見が出ております。そのような取扱いでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）それでは、本陳情は保留とすることで御了承を願います。

以上で、陳情の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

△今期定例会に付議される議案の審議方法等について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案の審議方法等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、3月9日の上程となります提出予定議案でございますが、当局からの一般議案2件、予算議案1件の計3件となっております。

議案第42号は、指定期間満了に伴う手打地域活性化施設の指定管理者に係る指定議案で、同施設の指定管理者として、新たに有限会社高盛建設を指定しようとするもの。

議案第43号は、旧下甕竜宮の郷の譲渡を受け、昨年6月まで施設運営を行っていたKOSCOINN株式会社について、民事再生法に基づく再生計画案が示されたため同意することとしたいが、権利の放棄を含む内容となっていることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

議案第44号は、令和2年度一般会計補正予算で、議案第42号の指定管理に関して5年間の債務負担行為を設定しようとするもので、これら議案3件については3月12日、15日の産業建設委員会に付託してはと考えます。

なお、これらの議案につきましては、事前に除外の確認をさせていただいたところ、該当となる議員はいらっしゃいませんでしたことを申し添えておきます。

次に、受理した陳情が1件でございます。先ほど御協議頂きましたとおり、陳情第1号は、3月10日及び11日の生活福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、今後の提出予定議案等でございますが、記載のとおり、最終日に報告が2件、人事案件が3件、予算関係議案が1件、それぞれ予定されているようであります。

最後に、今後の議運の開催予定でございますが、

最終日の議運が3月25日の午前9時から予定されております。

○委員長（徳永武次）ただいま事務局のほうから説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○商工観光部長（古川英利）ただいまの議案第42号と43号について補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第42号でございます。この施設は、いわゆる、てうちん浜やの指定管理者の指定になります。昨年9月に1か月間募集を行いました。応募がなく、11月から再募集を行い、結果的に2者の応募があったものの2者とも合格基準点に達しなかったため、改めて今年1月に再々募集、3回目の募集を行い、この結果、1者から応募がありました。選定委員会で候補者に選定されたので、この時期の提案となっております。

次に、議案第43号再生計画案への同意についてでございますが、これはKOSCO INN株式会社に対するものです。同社は、竜宮の郷を平成28年4月から運営を開始しておりましたが、令和2年6月25日をもって運営から撤退したところでございます。この撤退に伴いまして、市としては税免除の分と交付した補助金の返還納入を同社に求めてきましたが、税の部分については納めていただきましたが、補助金については返してもらえない状況でございまして、昨年7月に同社は再生手続に入ったところでございます。

今回示しました再生計画案につきましては、平成28年度に交付した補助金の返還と令和2年4月から6月分の未払いの水道料金の債権の一部免除、つまり債権の放棄が含まれております。債権者が再生計画に同意し、その後、裁判所が認可決定をしなければ、同社は破綻手続に移行し、弁済が少額になる可能性があります。こういったことから、今回議案を提出させていただきました。

なお、旧竜宮の郷につきましては、令和2年9月議会で議決いただいておりますエリアワンエンタープライズ株式会社と貸付契約を締結しております。同社において、今月31日にホテル名を小さなホテルSHIMOKOSHIKIとして開業予定であることを申し添えます。

○財政課長（鬼塚雅之）議案第44号の一般会計補正予算案について説明いたしますので、予

算書第15回補正の1ページを御覧ください。

今回の補正は、提案理由のとおり債務負担行為の追加をするものであります。

次に、追加する債務負担行為の内容について説明いたしますので、3ページを御覧ください。

第1表、債務負担行為補正の追加は、薩摩川内市手打地域活性化施設の指定管理者の指定管理料について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものであります。

手打地域活性化施設については、令和3年4月1日から同施設の運営を円滑に行うため、本年度中に5か年の基本協定を締結する必要があることから債務負担行為としての予算措置を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案の審議方法等については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案の審議方法等についての審査を終わります。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時26分休憩

~~~~~

午後3時30分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（徳永武次）次に、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○課長（堀ノ内 孝）資料4を御覧ください。

討論に係る発言通告書等の提出期限についてでございます。

今定例会における討論に係る発言通告書及び議案等賛否通告書の提出期限は次のとおりとなることから、期限までに提出していただきたいというものでございます。

表の一番右の欄でございます。いずれも委員会に付託した案件が表決に付される日の前々日まで（休日を含まない）となっておりますことから、今回は3月23日火曜日までということになります。よろしく願いいたします。

参考までに、下のほうに申合せを記載してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、討論に係る発言通告書等の提出期限については資料のとおりとなりますので、各会派所属議員へも周知して下さるようよろしくお願いをします。

以上で、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時31分休憩

~~~~~

午後3時38分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次